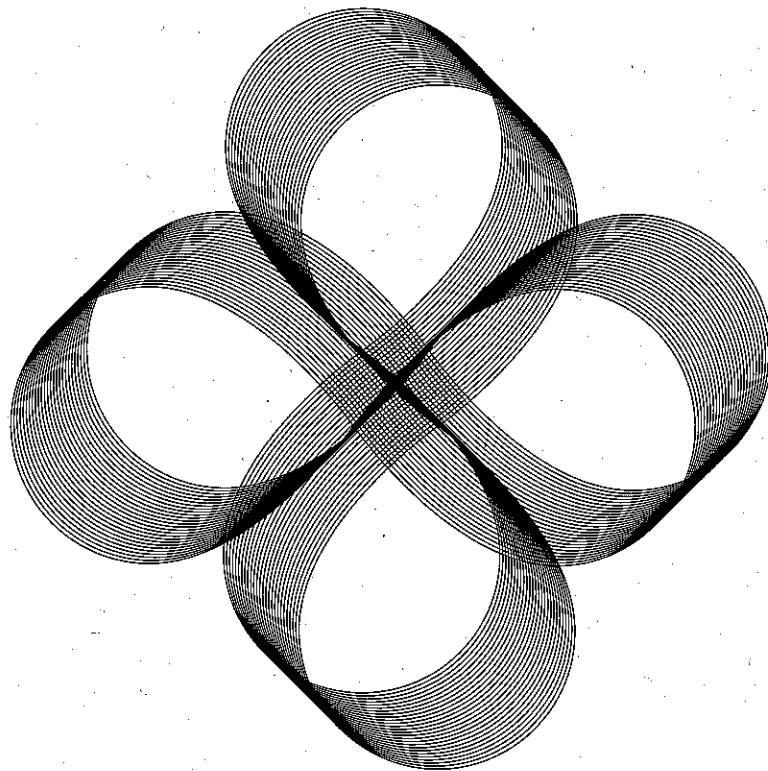


パンフレット

国連から見た日本の子どもの権利状況

国連子どもの権利委員会（CRC）
第2回政府報告書審査に基づく
最終見解（2004.1.30）を受けて



2005年3月
日本弁護士連合会
子どもの権利委員会

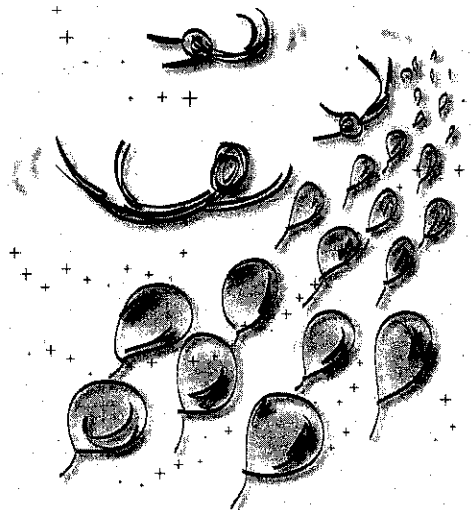
目次

はじめに

- 1 子どもの権利条約と国連の審査
- 2 わが国の子ども施策に欠けているもの（全体的な視点から）
 - i 権利基盤型アプローチ
 - ii 総合調整機関・政府と市民との連携・子どもの参加
 - iii 独立した監視機関の設置・データの収集
- 3 CRCが指摘した諸々の問題点（個別具体的な視点から）
 - i 差別の禁止
 - ii 市民的自由
 - iii 児童虐待への対応・健康・福祉
 - iv 教育への権利
 - v 罪をおかした子ども

〈資料〉

- ・子ども（児童）の権利に関する条約
- ・国連子どもの権利委員会・第2回政府報告書審査に基づく最終見解



はじめに

子どもの権利条約がわが国で効力を生じてから10年以上のときが経ちました。この間、日本国内の子どもの権利保障の実態は前進したでしょうか。国連は、日本の子どもの権利の状況についてどう見ているのでしょうか。

このパンフレットは、国連子どもの権利委員会（CRC）が2004年1月30日に採択した「最終見解」（concluding observation）の内容をご紹介することを主として、わが国の子どもに関する施策がどうあるべきかについて言及したものです。

いきなり「最終見解」といっても、それが何を意味するのか、わかりにくいかと思われましたので、まず、「1 子どもの権利条約と国連の審査」の項で、そもそも「子どもの権利条約」とはどんな条約なのか、を述べたうえで、CRCとは？その審査とは？最終見解の意味は？といった形で簡単な解説をさせていただきました。最終見解そのもののご紹介・説明は、3頁以降になります。

3頁以降で、CRCが指摘した事項のうち、まずは、日本の子どもの権利状況について、総論的に（全体的な視点から）指摘した事項を記述し、その後、個別具体的に指摘した事項を記述しました。最終見解の全内容は、末尾に資料としてつけましたので、そちらをご覧ください。本文では、最終見解の全ての内容について言及する紙面の余裕がありませんでしたので、最終見解のうち、特に重要だと思われる部分を取り上げています。このパンフレットの本文をお目通しいただければ、わが国の子どもの権利状況を概観していただけるのではないかと思います。

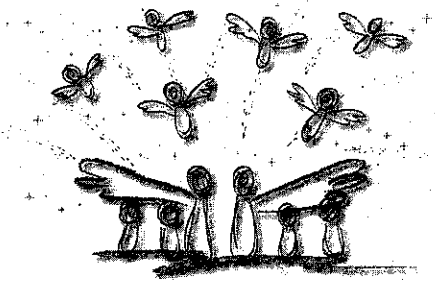
まずは、このパンフレットをお読みいただき、これを1つの足がかりにして、子どもの権利条約をわが国に根付かせる活動につなげていただければ幸いです。

2005年3月

日本弁護士連合会

子どもの権利委員会

1 子どもの権利条約と国連の審査



1. 「子どもの権利条約」ってどんな条約？

～世界中の子どもたちのために～

いわゆる発展途上国では毎年約1400万人の子どもたちが5歳未満で亡くなっています。約1億5000万人の子どもが絶対的貧困のもとに暮らし、3000万人のストリートチルドレンがいるといわれています。いわゆる先進国でも、多くの子どもたちが、十分な家庭や教育を保障されず、あるいは大人の性の対象とされています。こうした世界中の子どもたちが、むやみに命を落とすことなく、一つの人格へと健やかに発達するためにはどうしたらよいのでしょうか。答えの鍵は、「子どもの権利条約」にあります。

～「子どもの権利条約」の誕生～

「子どもの権利条約」とは、子どもの「人格の完全なかつ調和のとれた発達」のために不可欠である子どもの権利が、「子どもの最善の利益」を考慮して、子どもを取り巻くあらゆる場で実現されることを求めた条約です。1989年11月20日に第44回国連総会で採択され、日本では1994年5月22日に発効しました。

～権利条約が大切にしていること—子どもの「最善の利益」・子どもは「権利の主体」～

この条約の特徴は、子どもが「保護」の対象ではなく、「権利の主体」として認められていることです。大人が勝手に「子どもにいいこと」を押しつけることはできません。大人は、権利の主体である子どもと、その子の発達段階に応じたコミュニケーションを図り、その意志疎通や意見交換の中から、「最善の利益」を実現していかなければなりません。

～権利条約の目玉—子どもの「意見表明権」～

この特徴から、条約は、子どもに意見表明権を保障しました（12条）。これは、子どもたちに、自分に関係する全ての事柄について、大人に対して気持ちや意見を述べる権利を認めたものです。大人たちは、子どもたちの気持ちや意見を聞く場を設け、出された意見に対しては誠実に回答しなければなりません。特に、子どもの意見が大人の意見と異なる場合には、徹底的に話し合い、互いに納得する結論を探さなければなりません。この意見交換の中から、子どもにとっての「最善の利益」となる結論が見いだされ、あるいは、子どもがひとつの人格として成長発達していくのです。

～子どもにだって人間としての人権がある！～

また、条約は、子どもにも「市民的自由」をきめ細かく保障しました。例えば、子どもにも内心の自由が保障されています（14条）。また、大人は「子どもを保護する」という理由で、子どもの服装・髪型・住む場所を強制したり、持ち物を検査したり、携帯電話でしゃべった内容を勝手に調べてはいけません（16条など）。また、例えば、子どもも表現の自由が保障されています（13条）。自分の意見を発表するために、集会を開いたり、本を出版したり、絵を描いたり、ギターを弾いたりできます。大人は、「ためにならない」という理由で、子どもの表現を一方向的に禁止することはできないのです。

～子どもの成長発達にとって必要なこと～

このほかにも、条約は、子どもたちが成長発達するために大切なことをたくさん決めています。子どもの成長発達にとって家庭環境が果たす固有の役割を認めています。子どもの養育についての親の一義的な責任を認め、その責任を果たすにあたっての国の援助を求めています（18条）。子どもが権利を行使する時に、親が適当な指示と指導を与える責任と権限を国が尊重することを求めています（5条）。

しかし、残念ながら、今の日本ではこれらが十分に保障されてはいません。CRCの第2回最終見解でも、日本政府は、家庭、裁判所、行政機関、学校、政策立案過程において、子どもの意見表明の機会を十分に保障するように勧告を受けたのです（28項）。

2. 「CRC」って何ですか？

国連子どもの権利委員会（Committee on the Rights of the Child）は、条約の締約国が負っている子どもの権利実現の義務の履行の達成についての進捗状況を審査するための機関として、条約がその設置を規定した独立機関（条約機関）です（43条）。国連人権高等弁務官事務所に事務局があることから、「国連子どもの権利委員会」と通称しています。以下では、この委員会の頭文字をとって、「CRC」と呼ぶことにします。

このCRCの審査のため、締約国は、条約発効後2年以内に第1回の、その後は5年ごとに、国連に報告することが求められています（44条）。日本からは、1996年5月に第1回政府報告書が、2001年11月に第2回政府報告書が提出されています。

3. 国連の審査は何をするのですか？

政府報告書は、NGOの意見を聞きながら作成することが求められ、NGOも政府報告書とは別の報告書を提出することが歓迎されています。定期的な政府報告書の作成過程それ自体に条約実現の意味があり、NGOもこれを担っていると考えられているのです。日弁連でも第1回、第2回それぞれに独自の報告書を提出しました（日弁連のウェブサイトをご覧ください）。政府報告書の審査に先立って、レポートを出したNGOからの聴聞を行う予備審査が行われ、必要に応じて政府に対して追加情報の提供が求められ、質疑応答形式での本審査を経て、最終見解が示されます。第2回政府報告書の関係では、2003年10月の予備審査により本審査に必要な追加情報の提供が求められ、2004年1月28日の本審査を経て、同月30日に最終見解が出されました。

4. 最終見解にはどういう意味があるのですか？

最終見解は、条約実施のための一般的措置、子どもの定義、一般原則、市民的権利及び自由、家庭環境及び代替的養護、基礎的保健及び福祉、教育・余暇及び文化的活動、特別保護措置の項目で示されています。これは、CRCのガイドラインにより、政府報告書の段階で求められている分類に対応するものです。最終見解では、条約の実現状況について、評価できる部分と危惧される部分が指摘され、今後の条約実現のための課題の勧告がされています。CRCの最終見解は、政府のみならず、広く国民がこれを受け止め、条約の実現に取り組めるよう、広報され理解されることが求められます。

2 わが国の子ども施策に欠けているもの（全体的な視点から）

i 権利基盤型アプローチ

1. 「権利基盤型アプローチ」とは？

最終見解では、いくつかの項目で、「権利基盤型アプローチ」(rights-based approach)という目新しいことばが、使われています。

たとえば、わが国のあらゆる法律が、権利条約に示された権利基盤型アプローチに合致するように必要な措置をとることを求めています(11項)。

また、2003年12月に政府が制定した「青少年育成施策大綱」について、権利基盤型となるように勧告しています(13項)。他方で、一般国民や子どもに関わる専門家が、子どもの権利条約に示された権利基盤型アプローチを十分認識していないことに懸念を表明しています(20項)。

ここでCRCが強調している「権利基盤型アプローチ」とは、どのような意味でしょうか。それは、「恩恵的アプローチ」と対比されるものです。つまり、子どもに関する立法や政策が、「恩恵的アプローチ」に基づくものであるとすれば、それは、子どもの利益を確保する国の義務はなく(あるいは抽象的なものにとどまり)、予算的制約や他の課題との関連で、容易に限定されてしまう可能性があります。これに対して、「権利基盤型アプローチ」に基づくものとは、子どもに関する立法や政策は、子どもの権利を実現するためのものとして位置付けられるわけですから、国にはそれを保障する義務があり、安易に子どもの権利を制約するような制度にすることは許されません。

「権利基盤型アプローチ」という用語自体は目新しいものですが、権利条約は、子どもが保護の客体ではなく、権利の主体であるとし、子どもの最善の利益を確保し(3条)、条約で認められる権利の実現のため、適切な立法措置、行政措置等をとることを求めています(4条)から、権利条約自体が、このようなアプローチを要求しているものと解されます。

2. 子どもに関わる法制を「権利基盤型アプローチ」で!

CRCは、わが国の子どもに関わる法制が、子どもの権利基盤型アプローチに合致するかどうか見直すように求めているのです。ところが、現在、与党は「青少年健全育成基本法案」の成立を目指しています。この法案では、「次代を担う青少年を健全に育成していくことは、我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎である」とされ、子どもの成長を国家社会の発展に寄与するものと位置付けるのみで、「子どもの成長発達権」という権利保障のための法律にはなっていません。また、教育基本法の「改正」について議論されていますが、「改正」の方向性・視点は、国家にとって有用な人材をどのように育成するか、「国を愛する心」の涵養をいかにして行うか、という点が主であり、ここでも、「子どもの成長発達権」や「教育への権利」という権利保障の視点はありません。このように子どもの権利を保障するための法律であるという視点がなければ、子どもの成長発達は、国の都合によって簡単に制約されたり、歪められたりする心配があります。子どもの成長発達に関わる基本的な法律であればこそ、権利基盤型のアプローチをとることが強く求められているといえるでしょう。

ii 総合調整機関・政府と市民との連携・子どもの参加

1. CRCの前の最終見解

CRCは、1998年の第1回の最終見解において、子どもの権利に関わっているさまざまな政府機構の間の調整を、全国レベルでも、地方レベルでも強化するように勧告しました（第1回最終見解・懸念8項、勧告30項）。わが国で、子どもに関する施策を行っているのは、たとえば中央省庁では、文部科学省、厚生労働省、法務省、警察庁などがありますが、いわゆる縦割り行政のため、それぞれ「我が道を行く」という感じであり、政府が、子どもに関する諸施策を相互に関連させながら、総合的に進めてゆくという視点がほとんどありませんでした。第1回の最終見解は、その実態を踏まえた指摘を行っていたのです。

2. 政府の取り組みとCRCの今回の最終見解

その後、政府は、内閣府の中に内閣総理大臣を長とする青少年育成推進本部を設置し、子どもに関する施策の調整を図ることになり、2003年12月には子どもに関する施策の中長期的な理念を示す「青少年育成施策大綱」を定めました。

この政府の取り組みをCRCはどう評価したのでしょうか。

CRCは、最終見解で、政府が子どもの施策を調整しようとする機関を作ったこと、子どもに関する施策を定めたこと、そのこと自体は以前よりは前進ではあるが（3(C)項、12項参照）、「青少年育成施策大綱が包括的な行動計画ではなく、大綱の策定と実施に子どもと市民社会の参加が不十分であったことを懸念」し（12項）、また、大綱が、「権利基盤型」となり、権利条約の全ての領域を取扱うことや、市民社会・子どもと共同して、大綱を継続的に見直すこと、などを勧告しました（13項）。

3. 青少年育成施策大綱の問題点

青少年育成施策大綱の問題点は、その内容と策定のプロセスに大きく2分できます。

まず、内容面では、大綱を「権利基盤型」とするよう求められました。大綱に定めた施策が、どのような子どもの権利を保障し、逆に制約することになるのか、大綱にはそのような視点が欠落しています。

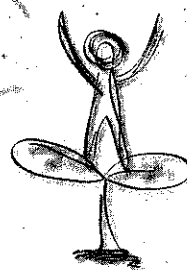
プロセスについては、市民社会や子どもの参加が確保されていないことが問題とされました。子どもに関わる施策を定めるにあたって、子どもの問題に関わるさまざまな分野の現場の人たちの意見を聞くことは重要であり、そして、子どもに関わる施策である以上、大人側が一方的に内容を決めてしまうのではなく、子どもたち自身が積極的に意見を述べ、討論し、それを踏まえての政策が作られるべきです（子どもの意見表明権）。

政府は、CRCの指摘を踏まえて今後の立法や政策の立案に臨むべきです。

4. 真に実効性のある政策調整機関を

ところで、総合調整機関である青少年育成推進本部の実効性の確保について、第2回の本審査でCRC委員から、「政策を実際に調整する責任は誰にあるのか」「子ども施策を扱う中央の単一の機構がなく、各省庁がそれぞれ行っていることから、効率的な予算配分はできないのではないか」などの質問が出されました。縦割り行政の中で政策調整機能が十分に果たしうるのかという疑問です。青少年育成推進本部を設置しさえすればよいというものではありません。CRCの指摘を踏まえ、政府としては今後真に実効性のある政策調整機関を作っていかなければならないのです。

iii 独立した監視機関の設置・データの収集



1. 独立した監視機関の設置

CRCは、子どもの権利条約の実施状況を監視するための独立した全国的な監視制度が存在しないことを懸念しています（14項）。

1991年、人権の促進と擁護のための国内人権機関に関する国際ワークショップで採択されたパリ原則では、国内人権機関は、そのメンバーの構成として多様な社会的諸勢力からの代表を確保し、独立性に不可欠な安定した法的権限をもち、行政に対して意見、勧告、提案及び報告ないしは公表をすることができるとされています。

政府の計画している人権委員会は、法務大臣の所轄に属している点で独立性が確保されるか懸念があり、子どもの権利条約の実施について監視する明示の権限をあたえられていない点で効果的な活動ができるか懸念があります。CRCは、人権委員会が、パリ原則にあるような独立性に不可欠な安定した法的権限をもつ機関となるように人権擁護法案を見直すように勧告しています。

2. 地方のオンブズパーソン制度の評価と国の人権委員会との協働

CRCは、川崎市人権オンブズパーソン条例、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例、埼玉県の子どもの権利擁護委員会条例とそれらに基づき設置されている地方のオンブズパーソンの制度を評価しています。

CRCは、政府の計画している人権委員会が、権利条約の実施を監視し、子どもからの申し立てを平等で迅速な方法で取り扱い、子どもの権利を救済できる権限を確保することができるよう勧告しています。また、地方オンブズマン（パーソン）の設置を今後も推進して、地方オンブズマンと人権委員会が協力しあって活動できる制度をつくるとともに、これらの人権委員会と地方オンブズマンが、十分な人的、財政的資源を提供され、子どもからのアクセスが容易なものとなることを確保するよう勧告しています（15(d)項）。

オンブズマンの本来の姿は行政から独立した第三者性にあり、行政から独立して行政をチェックすることができなければ真の意味の行政のモニタリングとはなりません。国にも地方自治体にも行政から独立した権限のある監視機構が設置されることが望まれます。

3. 子どもに関するデータの収集とその評価

CRCは、子どもに関する情報の収集に関して、まず0才から18才の子どもについての権利条約の全ての領域に関する包括的データが存在しないこと、また0才から18才の子どもに配分される資源についての情報が存在しないこと、を懸念しています（16項）。また、子どもについてのデータがすべての領域に関して収集され、適切な項目分類を確立するために現行のデータ収集機構を強化し、新たなデータ収集機構を設立するよう勧告しました（17項）。

また、情報を収集するだけでなくそれを評価し政策に反映させるということがなくてはせっかく集めた情報は生かされません。本審査では、集めた情報を評価することによって、収集した情報を実際に施策に反映させることの重要性が繰り返し指摘されました。

3 CRCが指摘した諸々の問題点（個別具体的な視点から）

i 差別の禁止

1. 第1回見解による懸念・勧告の無視

CRCは、第1回最終見解が是正を求めた事項が、十分に対応されないまま放置されていることについて厳しく批判しています。その冒頭に差別の禁止をかけた、あらゆる努力を尽くすことを強く求めています（6、7項）。具体的には、社会的差別の根絶と、制度的に差別が残存する婚外子・婚姻最低年齢などの法改正が求められています。

2. 社会的差別の現存

第1は、弱者に対する社会的差別が存在すること（24項）です。女兒、障害児、アメラジアン、韓国朝鮮人、部落、アイヌ、その他マイノリティ・グループの子ども、移民労働者の子どもに社会的差別が存在していることが指摘されています。弁護士会では、1994年朝鮮人学校生徒らを対象とする、チマ・チョゴリを着用した通学中の女子生徒が、衣服を刃物で切り裂かれ、「朝鮮に帰れ」と侮蔑的罵声を浴びせる許しがたい行為に対する国民の自覚を求め、事態の防止を求めましたが、その状況は今日でも克服されていません。CRCは、大衆教育と啓発キャンペーンを通してこれらの差別と戦い、弱者が基本的サービスに積極的にアクセスできるようにすること、その検証のため、2001年国連会議の宣言・行動計画のフォローアップとして実行した措置・プログラムを報告することを求めています（25、26項）。

3. 法制による差別

第2には、婚外子（24項）・婚姻最低年齢（22項）について、法律上の差別が残存することが指摘されています。婚姻最低年齢については、16歳という女兒の年齢を男児の年齢の18歳まで引き上げる法改正が求められています（23(a)項）。婚外子については、法律上残存する相続・市民的権利・出生登録に関するあらゆる差別を撤廃し、併せて「非嫡出」という差別用語が用いられていることについて、その用語を削除する法改正が求められています（25項）。

4. 障害のある子ども

障害のある子どもについては、子どもの権利条約は、その尊厳を保持し、自立を促進し、社会への積極的な参加を容易にする条件の下での生活を享受できる権利を認め、更に特別の養護を受ける権利を認めています（23条）。その後1993年に、障害のある人たちが自分の属する社会の市民としての権利と義務を果たすよう保障することを目指す機会均等のための国連基準規則が制定され、更に1994年のユネスコのサラマンカ宣言では、この理念が、障害の有無だけではなく、さまざまな違いを持つ多様な子どもたちを、ひとりでも廃除することなく包み込むインクルージョンに発展しました。そして1997年CRCが障害のある子どもの権利について行った一般的討議では、条約の実施について、これらの原則を基本にすることが確認されています。

CRCは、いまだ日本においては、障害のある子どもが不利益を受け、教育・レクリエーション・文化活動の場ですべての人が尊重しあう、統合した関係づくりが確立されていないとし、障害のある子ども自身そしてNGOとも共同して、障害のある子どもに影響を与える全ての政策を見直し、すべての人が場を共にして学習や生活ができるようにし、さらに障害のある子どものための特別な教育・サービスに配分する人と予算を増加させることを求めています（43、44項）。

ii 市民的自由

1. 人間としての権利

子どもの権利条約は、子どもについても大人と同様に、人身の自由、表現の自由、思想・良心・宗教の自由、プライバシーの権利、国籍を持ち両親を知る権利などの人間として不可欠な権利を保障しています。実はこの権利は、憲法により、子どもを含めたすべての人間に保障されているのですが、そうした保障があっても、子どもが成熟途上の不完全な存在だということや、経済的にも社会的にも独立していないということから、体罰も愛の鞭なら許され、子どもに所持品検査を強要したり、無理やりに髪をいれて髪型を変えさせたりすることも許され、それに抵抗して権利主張をすると、わがままは許さないと非難する風潮が抜きがたく残されています。また核兵器の廃絶や戦争への反対を表明したり、そのための組織を結成することも、校則で許さないというのが多くの学校での現実です。生徒たちは、自ら考え、責任を持って行動できる力を培う機会を奪われているのです。CRCはこうした現実を、子どもの人間としての権利、自らの経験を通して成長を遂げる権利を侵害するものだとし、法改正を含めた改善を求めています。

2. プライバシーと暴力支配

CRCはプライバシーが完全に尊重されず（33項）、学校・施設・家庭などでの、体罰（暴力）に支配される現状（35項）を問題とし、プライバシーについては、所持品検査などへの介入を改め、狭い施設に多数を収容する施設設置基準の改正を（34項）もとも、体罰については、施設・家庭での体罰の法律による禁止と、そのもたらす否定的効果についてのキャンペーン、非暴力的躰の促進、学校・施設における不服申立制度の効果的な強化などを（36項）勧告しています。大人と子どもの関係を支配・従属から、人間的信頼を基礎に置くものへと変える基本の提起です。

3. 思想・良心の自由、集会・結社の自由

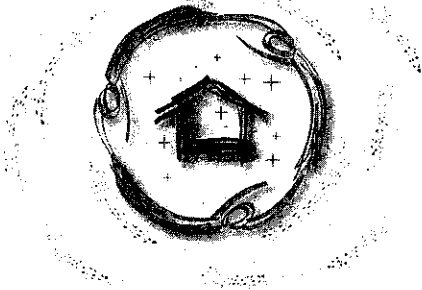
CRCは、表現の自由（13条）、思想・良心・宗教の自由（14条）、集会・結社の自由（15条）については、キャンパス内外での学生・生徒の政治活動の制限、親の同意を必要とする点を問題にし（29項）、法改正を求め、これらの自由が完全に確保されるよう求めています（30項）。現実「心のノート」により内心のあり方がコントロールされ、国旗掲揚・国家斉唱に従わない時は、担任の教師を処分することによる強制が拡がっています。教育基本法「改正」は国を愛する心の強要をもたらすものです。

4. 市民的自由を無視した青少年育成施策大綱

子どもが権利行使の主体となるために、そして1人前の社会人として成長する力を培うためにも、人間として豊かで最大限の権利保障は不可欠です。これは子どもと手を携え社会を形成し、その過程を通して子どもが立派に成長発達を遂げるという、条約が目指す改革の要をなす問題です。政府の青少年育成施策大綱では全く無視されており、問題が無視され見落とされがちであるという意味で、その指摘を重視する必要があります。

5. 無国籍の解消

CRCは、日本人の法制の下で、無国籍の子どもが生じることを問題にし（31項）、日本で生まれた全ての子どもが、無国籍とならないようにするよう法令・運用の改正を勧告しています（32項）。誰もがみずからのよりどころを持つという最も基本的な人権の確立を求めるものとして重要です。



iii 児童虐待への対応・健康・福祉

1. 児童虐待への対応

1998年の第1回政府報告書審査の後、児童虐待の防止等に関する法律（「児童虐待防止法」）が成立しました。

今回の最終見解では、この点を評価して、児童虐待の通報、調査のための措置が採られたことを歓迎しました。しかし、なお、児童虐待を防止するために、加害者を刑事訴追したケースの数が少ないことや、被害者に対する回復およびカウンセリングサービスが不十分であること、児童虐待の防止にむけて包括的な戦略が存在しないことなどを今後の課題として指摘しています（37、38項）。

そして、CRCは、上記の児童虐待に向けた包括的戦略を具体的に実施していくための方法として、市民社会、ソーシャル・ワーカー、親・子どもと共同して、多角的視点をもって、どのようにすれば児童虐待を防止できるかを考えること、もっと容易に児童虐待の被害者を保護できるように法律を改正すること、児童相談所で被害者の心理的カウンセリングやその他の回復のためのサービスが提供できる専門家の数を増員すること、子どもに配慮した方法で保護手続きや加害者の刑事訴追手続きを行えるよう、これらに関わる専門家・職員に対する研修を増加するよう求めています（38項）。

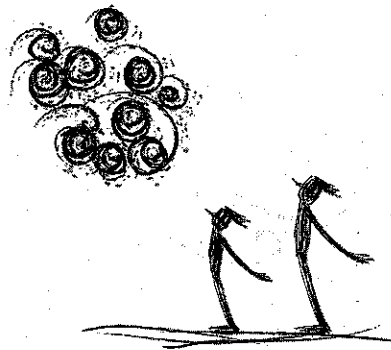
このように、CRCは、児童相談所を児童虐待の被害児童の保護の担い手とした上で、被害児童に対して回復にむけたケアのできる専門家の増員と専門家に対する研修を行うように勧告しています。わが国において法律はできても具体的に児童虐待にあたる専門家等的人的資源が不足しているという実情を踏まえた指摘です。

2004年「児童虐待防止法」は改正され、児童福祉法も改正されました。虐待の定義が広がりより詳しくなったこと、虐待の疑いがある場合に通告できるようになったこと、市町村も虐待の受理機関となったこと、行政に関連機関や民間団体との連携の強化をはかるよう規定したこと、職務上関係のある者の研修等を進めるよう義務づけたことなどの前進がありましたが、その実現のための予算措置等はまだまだ不十分です。今後さらに十分な予算を伴い、専門家を増やしていくことが必要です。

2. 青年の自殺や精神障害、情緒障害の増加

CRCは青年の自殺が高率でありかつ増加していること、その自殺と自殺未遂の数とその原因についてのデータが質的にも量的にも不足していることを懸念して（47項）、政府にこの問題について研究を十分に行い、専門家と協力して自殺についての国家的対応をするよう求めました（48項）。

また、思春期の子どもの中でストレスおよびうつを含む精神障害、情緒障害が広がっていること、思春期の精神的健康に関する包括的戦略が欠けていることについて懸念が表明され（45項）、教師やソーシャルワーカー等に対して、思春期の子どもの精神的健康問題について、子どもに配慮した方法で、どのように対応すればよいかについての研修を実施するよう勧告しました（46(c)項）。思春期の精神医学を扱うことのできる専門家を増員することは急務です。少年非行、いじめ、引きこもり、援助交際、自殺といった、思春期の子どもたちの行動・現象の背後には、精神疾患などの問題が潜んでいる場合があり、これらの行動等に対処する前提として、思春期の精神障害または情緒障害等についての理解は不可欠です。現代の日本の子どもの状況を国際的レベルから指摘したという点で、CRCの懸念、勧告は重要な意味をもっているものと思われます。



iv 教育への権利

1. 繰り返された「過度に競争的な」教育制度の指摘

1998年6月に示された第1回政府報告書審査の最終見解では、過度に競争的な教育制度のストレスが子どもに発達障害や学校嫌いをもたらしめていることの克服などが求められていました。しかし、状況は改善せず、第2回政府報告書でも取り組みの結果が示されていなかったことから、今回の最終見解では、特に「委員会の従前の勧告」という章を設け、「差別」、「過度に競争的な学校制度」、「いじめを含む学校における暴力」の問題について第1回審査の懸念と勧告を繰り返すことを確認しています(6、7項)。

その上で、まず、「教育制度が過度に競争的」であり、子どもの健康に悪影響を与え、その能力の全面的発達を阻害していることが指摘されており(49(a)項)、いろいろな面で、学校教育に競争的な雰囲気が広がっている現実が改めて意識されています。

2. 「高等教育へのアクセス」とエリート教育の問題の指摘

更に、最近の教育「改革」の動向で顕著な「エリート教育」の問題との関係で、「高等教育へのアクセス」が過度に競争的であり、学校教育以外の私的な補習が必要で、貧しい家庭の子どもは経済的に困難な状況に追いやられていることが指摘されています(49(b)項)。その克服に当たっては、単に学校制度の問題だけでなく、カリキュラムを文科省が一方的に押しつけるのではなく、生徒、親、NGOなど(教師も含まれるでしょう)の意見を入れながら、レベルの高い教育を維持しつつ学校制度の競争を緩和するようなカリキュラム見直しを行うことが勧告されています(50(a)項)。

この背景には、学力低下の心配のなかで「ゆとり教育」を目指した学習指導要領の改訂や、経済的格差をそのままにしたエリート選別教育は、教育への権利を保障することにならないことが意識されていると考えられます。

3. 東京の定時制高校閉鎖問題の指摘の持つ意味

また、東京都で多数の夜間定時制高校が閉鎖されている例を挙げ、その見直しが勧告されています(49(e)項、50(c)項)。これは、困難な事情を抱える子どもにも柔軟な教育の機会を保障している夜間定時制高校が、経済的効率などの理由から統廃合の対象となり、結果として多くが閉鎖されようとしている全国的な動向も見据えたもので、「弱者切り捨て」の教育施策が問題とされていると考えられます。

4. マイノリティ・グループの子どもの権利保障の観点

「マイノリティ・グループの子どもに対して、自己の文化を享受し、自己の宗教を表明かつ実践し、自己の言語を使用する機会を拡大すること」が勧告されています(50(d)項)。大学受験資格の問題への言及(49(d)項)や、マイノリティの子どもに対する社会的差別の存在が問題とされており(24、25項)、この差別解消のために条約29条1項(教育の目的)に関する一般的意見第1号を考慮に入れることが求められている(26項)ことも留意すべきでしょう。教育基本法見直しのなかで、「日本人のアイデンティティ」や「国を愛する心」を規定しようとしている問題とも関連します。

5. 教科書検定の問題

教科書の記述内容の偏向の問題についても、条約29条などに照らしてバランスの取れた記述を確保すべき教科書検定制度下で、そのような教科書が検定を通過していることの問題が指摘されています(49(g)項、50(e)項)。

v 罪をおかした子ども

1. 少年審判は子どもの成長発達のための手続

わが国の少年法では、少年が犯罪をおかした場合には、全ての少年事件は家庭裁判所に送られ、成人の刑事裁判とは異なる少年審判が行われることが原則になっています。

少年法は、犯罪をおかした少年を処罰するのではなく、少年を保護し、その成長発達を援助することを目的としています。その目的を実現するために、少年審判では、刑事裁判と異なり、検察官の立会いを認めない一方、調査官が事前に少年の性格や生い立ち、今生きている環境などを調べ、その調査結果をふまえ、裁判官が少年と1対1で向き合っており、少年の処遇を決めるという方式をずっと採用してきました。少年が、刑事裁判を受けるべきだとして検察官に「逆送」されるのは例外中の例外だったわけです。

2. 少年法の「改正」の内容

ところが、「バスジャック事件」など重大少年事件が社会的耳目を集めた2000年、少年法が基本的に少年に厳しい方向で「改正」され、2001年4月から施行されました。

「改正」された主な点は、第1に、刑事裁判を受けるべきだとして検察官に「逆送」することができる年齢（刑罰適用年齢）をこれまでの「16歳以上」から「14歳以上」に引き下げたこと（その結果、中学生でも刑事裁判を受けるということがあり得ます）、第2に、16歳以上の少年が殺人や傷害致死といった、故意の犯罪行為により人を死亡させてしまった事件については、原則として検察官に「逆送」することとしたこと、第3に、審判を受けるまでの間、少年鑑別所に収容されることを観護措置といますが、この観護措置の期間が、最長4週間から最長8週間まで更新できるように延長されたこと、第4に、殺人、放火、強盗、強姦などの一定の重大事件について、少年が非行事実を争った場合には、検察官が審判に立ち会えるようになったこと、です。

3. CRCの最終見解

本審査では、この少年法「改正」、とりわけ、上記の、刑罰適用年齢が「16歳以上」から「14歳以上」に引き下げられたこと、観護措置期間が最大4週間から最大8週間に延長されたことについて「条約との関係で言えば、一步前進どころか、後退だと考えられる」との見解が明確に述べられ、最終見解でも、まずはこの点について懸念が表明されました（53項）。また、「16歳以上の子どもに対する事件を家庭裁判所が成人の刑事裁判所へ移送できる可能性が存在する点について、その実務の廃止の観点から見直すこと」が勧告されました（54(d)項）。刑事裁判では、少年は成人と同様の扱いをされ、法廷は一般公開され、裁判官と少年との1対1の対話も困難です。身体拘束の期間も長期化しています。刑務所での処遇も刑務作業（労働）が中心で、少年の内面への働きかけにも限界があります。CRCは、少年法「改正」による実務への影響が最も大きいとされ、しかも弊害の大きい「原則逆送」の実務運用を改めるべきだと指摘したのです。

また、CRCは、法をおかした子どもに対して、「全ての法的手続き」を通じて法的援助を提供することを勧告しました（54(e)項）。現在、公費で少年に付添人をつける制度が検討されていますが、この勧告を踏まえた制度構想がなされるべきです。

「改正」少年法は、施行5年後に見直しが見込まれています。「5年後見直し」にあたっては、「改正」少年法にストレートに言及しているCRC勧告を踏まえるよう、政府に強く働きかけてゆくことが重要です。

〈資料〉

◎子ども（児童）の権利に関する条約

（平成6年5月16日・条約第2号）
効力発生、平6・5・22〔平6外告262〕
改正、平15-条3

前文

この条約の締約国は、
国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーブ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別な配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童については法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大

限の範囲において確保する。

第7条

- 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第8条

- 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。
- 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

第9条

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。
- 2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
- 4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合は家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第10条

- 1 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。
- 2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利

は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

第11条

- 1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
- 2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第15条

- 1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第16条

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。

- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

- (a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。
- (b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- (c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
- (d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。
- (e) 第13条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

第18条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける

権利を有する。

- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的背景について、十分な考慮を払うものとする。

第21条

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

- (a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上で同意を与えていることを認定する。
- (b) 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。
- (c) 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。
- (d) 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- (e) 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

第22条

- 1 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。
- 2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

第23条

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜と与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
 - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
 - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と戦うこと。
 - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
 - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
 - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的

な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。

- 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第25条

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

第26条

- 1 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。
- 2 1の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

第27条

- 1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
- 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
- 3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。
- 4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めを作成を促進する。

第28条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨

- 励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
 - 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第30条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第31条

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第32条

- 1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
 - (a) 雇用が認められるための1又は2以上の

最低年齢を定める。

- (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
- (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

第33条

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

第34条〔性的搾取および性的虐待からの保護〕

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、2国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第35条

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、2国間及び多数国間の措置をとる。

第36条

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

第37条

締約国は、次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、18歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- (b) いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。
- (c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。
- (d) 自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

第38条

- 1 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。
- 2 締約国は、15歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
- 3 締約国は、15歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15歳以上18歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。
- 4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

第39条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

第40条

- 1 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。
- 2 このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。
 - (a) いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。
 - (b) 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。
 - (i) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。
 - (ii) 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護士その他適当な援助を行う者を持つこと。
 - (iii) 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護士その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。
 - (iv) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
 - (v) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置に

ついて、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。

- (vi) 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。
 - (vii) 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。
- 3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。
 - (a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。
 - (b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。
 - 4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

第41条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法律
- (b) 締約国について効力を有する国際法

第2部

第42条

締約国は、適当なかつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

第43条

- 1 この条約において負う義務の履行の達成に關する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。
- 2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた18人の専門家から構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮に入れる。
- 3 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月以内に行うものとし、その後の選挙は、2年ごとに行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも4箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。
- 5 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長に

より国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。これらの会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。これらの会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。

- 6 委員会の委員は、4年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち5人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの5人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙が行われた締約国の会合の議長によりくじ引で選ばれる。
- 7 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として自国民の中から残余の期間職務を遂行する他の専門家を選任する。
- 8 委員会は、手続規則を定める。
- 9 委員会は、役員を2年の任期で選出する。
- 10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原則として毎年1回会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定し、必要な場合には、再検討する。
- 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。
- 12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

第44条

- 1 締約国は、(a)当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から2年以内に、(b)その後は5年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。
- 2 この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に理解するために十分な情報を含める。
- 3 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、1(b)の規定に従って提出するその後の報告においては、既に提供した基本的な情報を繰り返す必要はない。
- 4 委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。
- 5 委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて二年ごとに国際連合総会に提出する。
- 6 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

第45条

この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

- (a) 専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施につ

いての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

- (b) 委員会は、適当と認める場合には、技術的な助言若しくは援助の要請を含んでおり又はこれらの必要性を記載している締約国からのすべての報告を、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び提案がある場合は当該見解及び提案とともに、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に送付する。
- (c) 委員会は、国際連合総会に対し、国際連合事務総長が委員会のために児童の権利に関連する特定の事項に関する研究を行うよう同事務総長に要請することを勧告することができる。
- (d) 委員会は、前条及びこの条の規定により得た情報に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、関係締約国に送付し、締約国から意見がある場合にはその意見とともに国際連合総会に報告する。

第3部

第46条

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

第47条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第48条

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第49条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第50条

- 1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から4箇月以内に締約国の3分の1以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。

- 2 1の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の3分の2以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。
- 3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第51条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。

第52条

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後1年で効力を生ずる。

第53条

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

第54条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

◎国連子どもの権利委員会・第2回政府報告書審査に基づく最終見解
(日本弁護士連合会子どもの権利委員会仮訳)

CRC/C/15/Add. 231
2004年2月26日

子どもの権利委員会第35会期 条約44条に基づき
締約国により提出された報告書の審査

最終見解：日本

1. 委員会は、2004年1月28日に開催された第942回及び第943回会議（CRC/C/SR.942-943参照）において、日本政府第2回定期報告書（CRC/C/104/Add. 2）を審査し、2004年1月30日に開催された第946回会議において、以下の最終見解を採択した。

A はじめに

2. 委員会は、締約国からその子どもの状況について明確な理解を提供する包括的な定期報告書、及び質問事項（CRC/C/Q/JAP/2）に対する詳細な文書回答が提出されたことを歓迎する。また、多分野にわたる代表团について評価をもって留意し、率直な対話と、審議中になされた提案や勧告に対する積極的な反応を歓迎する。

B 積極的側面

3. 委員会は、以下の点について評価をもって留意する：
 - (a) 児童買春児童ポルノに関連する処罰と児童の保護に関する法律（1999年）、児童虐待防止法（2000年）の採択
 - (b) 児童の商業的性的搾取に対する行動計画の策定（2001年）
 - (c) 青少年育成施策大綱の策定（2003年）
4. 委員会は、締約国が、政府開発援助の絶対額における最大の供与国であり、その援助のうちの相当額が、健康と教育を含む社会発展のために使用されている事実を評価をもって留意する。
5. 委員会は、締約国が、2000年に雇用の最低年齢に関するILO第138号条約を、2001年に最悪の形態の児童労働の禁止と廃止のための緊急行動に関する第182号条約を、批准したことを歓迎する。

C 懸念及び勧告の主要な領域

1. 実施のための一般的措置

委員会の従前の勧告

6. 委員会は、締約国の第1回報告書（CRC/C/41/Add. 1）の審査において示された懸念及び勧告（CRC/C/15/Add. 90、1998年6月24日）のいくつかについては、立法及び政策を通じて取り組まれたことを留意する。しかし、勧告のうち、特に、差別（パラグラフ35）、過度に競争的な学校制度（パラグラフ43）、いじめを含む学校における暴

力（パラグラフ45）については、十分な対応がなされなかった。委員会は、それらの懸念と勧告を本文書においても、再度繰り返すことを留意する。

7. 委員会は、締約国に対し、第1回政府報告書についての最終見解の勧告で、いまだ実施されていないものに対応するとともに、第2回定期報告書に対する本最終見解に含まれる各種の懸念に対応するあらゆる努力がなされるよう、強く求める。

解釈宣言及び留保

8. 委員会は、締約国の第9条及び第10条の解釈宣言及び37条(c)の留保を懸念する。
9. 1993年世界人権会議のウィーン宣言及び行動計画（A/CONF. 157/23）に従い、委員会は、締約国に対し、権利条約に対する解釈宣言及び留保を撤回するよう再度勧告する。

立法

10. 委員会は、国内法が、権利条約の原則及び条項を完全に反映していないこと（例えば、本最終見解パラグラフ22、24、31）、条約が裁判所により直接適用できるにもかかわらず、実際には適用されていないことを懸念する。
11. 委員会は、締約国に対し、制定法の包括的な見直しを実施し、権利条約の原則及び条項並びにそこに示された権利基盤型アプローチに一致するよう確保するために必要なあらゆる措置をとることを勧告する。

調整及び国の行動計画

12. 委員会は、子どもと青年の政策を調整する権限を与えられた青少年育成推進本部が内閣府に設置されたこと、前述のとおり、青少年育成施策大綱が策定されたことに留意する。しかし、委員会は、青少年育成施策大綱が包括的な行動計画ではなく、大綱の策定と実施に子どもと市民社会の参加が不十分であったことを懸念する。
13. 委員会は、締約国に対し、次のとおり勧告する。
 - (a) 市民社会と青年組織との協力により、青少年育成施策大綱が、権利基盤型で、権利条約の全ての領域を取扱い、2002年国連子ども特別総会の成果文書である「子どもにふさわしい世界」の公約を考慮に入れたものとなるよう強化し、
 - (b) 浮上する論点及び問題に効果的に対応することを確保するため、市民社会及び子どもと共同して、青少年育成施策大綱を継続的に見直すこと。

独立した監視機関

14. 委員会は、権利条約を実施するための独立した全国的な監視制度が存在しないことを懸念する。同時に、委員会は、3つの地方自治体が地方オンブズマンを設置したとの情報、及び人権委員会の設置に関する法案が、次期

国会に再提出されるとの情報を受け、政府代表団の情報に照らせば、当該法案は、人権委員会は法務大臣に対して責任を負うとしているとのことであり、委員会は、当該機関の独立性について懸念する。加えて、計画されている人権委員会は、権利条約の実施について監視する明示の権限を与えられていないことを懸念する。

15. 子どもの人権機関に関する一般的意見第2号(2002年)に照らし、委員会は、締約国に対し、次のとおり勧告する。
- (a) 計画されている人権委員会が、国内人権機関の地位に関する原則(パリ原則、総会決議48/134、付属文書)に従い、独立かつ効果的な機構となることを確保するよう人権擁護法案を見直すこと。
 - (b) 人権委員会が、権利条約の実施を監視し、子どもからの申立を子どもに相応しく、かつ、迅速な方法で取扱い、権利条約に基づく子どもの権利の侵害に対する救済を提供する明示された権限を有するよう確保すること。
 - (c) 地方自治体における地方オンブズマンの設置を推進し、設置後は人権委員会と協働する制度を確立すること。
 - (d) 人権委員会及び地方レベルのオンブズマンが、十分な人的、財政的資源を提供され、子どもからのアクセスが容易なものとなることを確保すること。

データ収集

16. 委員会は、0歳から18歳の年齢の全ての子どもについての権利条約の全ての領域に関する包括的データが存在しないことを懸念する。また、0歳から18歳の子どもに配分される資源についての情報が存在しないことについても遺憾である。
17. 委員会は、締約国に対し、データが、権利条約の全ての領域に関して収集され、そのデータが、特に、18歳未満の全ての子どもについての年齢別、性別、人種的及び先住民マイノリティ別に分類されることを確保するため、現行のデータ収集機構を強化し、必要な場合には、新たなデータ収集機構を設立するよう勧告する。
- また、委員会は、締約国に対し、異なる団体による子どものためサービスにかかる費用、その利用可能性、質並びに効果という観点から、予算支出の効果及び影響を評価するため、公的、私的、及びNGOの各団体において、0-18歳の子どもに対して支出される国家予算の金額及び割合を示す子どものための予算配分に関するデータを収集するよう勧告する。

市民社会との協力

18. 市民社会との協力を改善しようという前向きな傾向があるとの代表団による情報に留意しつつ、委員会は、特に子どもの権利の領域について、政府とNGOの相互作用が不足していることを懸念する。
19. 委員会は、締約国が権利条約及び委員会の最終見解の実施について市民社会と制度的に協力するよう勧告する。

普及及び研修

20. 委員会は、締約国によって実施された裁判官、教師、警察官、矯正施設の職員、調査官、入管職員に対する研修活動を歓迎する。しかし、子ども及び一般国民や子どもと共に、あるいは子どものために活動する専門家が、権利条約及び権利条約に示された権利基盤型アプローチを十分に認識していないことについて、引き続き懸念する。
21. 委員会は、締約国に対し、次のとおり勧告する。
- (a) 一般市民及び子どもに対して、権利条約、特に、子どもが権利の主体であることを知らせる市民啓発キャンペーンを強化すること。
 - (b) 子どもと共に、並びに子どものために働く全ての者、特に、教師、裁判官、法律家、議員、法執行官、公務員、地方公務員、子どものための施設及び拘禁施設で働く職員、心理学者を含む保健関係職員、ソーシャル・ワーカーに対し、権利条約の原則及び条項について系統的教育及び研修を引き続き実施すること。
 - (c) 意識啓発キャンペーン、研修及び教育プログラムが、態度の変化、行動及び子どもの取扱いに与えた影響を評価すること。
 - (d) 人権教育、特に子どもの権利教育を、学校のカリキュラムに含めること。

2. 子どもの定義

22. 委員会は、婚姻最低年齢が、男児(18歳)と女児(16歳)で依然として異なること、性的同意最低年齢(13歳)が低いことを懸念する。
23. 委員会は、締約国に対し、次のとおり勧告する。
- (a) 女児の婚姻最低年齢を男児の婚姻最低年齢まで引き上げること。
 - (b) 性的同意最低年齢を引き上げること。

3. 一般原則

差別の禁止

24. 委員会は、法律が婚外子を差別していること、女児、障害児、アメラジアン、韓国朝鮮人、部落、アイヌ、その他マイノリティ・グループの子ども、移民労働者の子どもに対する社会的差別が存在していることを懸念する。
25. 委員会は、締約国に対し、婚外子に対するあらゆる差別、特に、相続、市民的権利及び出生登録に関する差別を除去し、法律及び規則から「非嫡出」というような差別的用語を削除するための法律の改正を行うよう、勧告する。委員会は、締約国に対し、特に大衆教育及び意識啓発キャンペーンを通して、社会的差別と戦い、特に女児、障害児、アメラジアン、韓国朝鮮人、部落、アイヌ、その他のマイノリティの子ども、移民労働者の子ども、難民申請者の子どもに対する基本的サービスへのアクセスを確保するために必要なあらゆる積極的な措置を実施するよう、勧告する。

26. 委員会は、2001年の「人種主義、人種差別、外国人排斥及びこれに関連する不寛容に反対する世界会議」で採択された宣言及び行動計画のフォローアップのために締約国が実施した子どもの権利条約に関連する措置及びプログラムに関する具体的な情報を、権利条約29条第1項（教育の目的）に関する一般的意見第1号を考慮に入れながら、次回の定期報告書において提供するよう要請する。

子どもの意見の尊重

27. 子どもの意見の尊重について改善するための締約国の努力に留意しつつ、委員会は、社会における子どもに対する伝統的態度が、家庭、学校、その他の施設や社会全体において、子どもの意見の尊重を限定的なものとしていることを、引き続き懸念する。
28. 委員会は、締約国に対し、権利条約12条に従い、次のとおり勧告する。
- 子どもに影響する全ての事項、家庭、裁判所及び行政機関、施設、学校、並びに政策立案において、子どもの意見の尊重と子どもの参加を促進し、助長するとともに、子どもに、この権利を確実に認識させること。
 - 特に、親、教育者、政府行政官、裁判官、及び社会一般に対して、子どもの意見が考慮される権利及び子どもに影響を与える事項について参加する権利に関する教育的情報を提供すること。
 - 子どもの意見が考慮される程度及びその政策、計画及び子ども自身に対する影響について、定期的に検証すること。
 - 教育、娯楽、その他の子どものための活動を提供する学校、その他の施設の方針を決定する委員会、その他の組織に子どもが制度的に参加することを確保すること。

4. 市民的権利及び自由

表現及び結社の自由

29. 委員会は、学生、生徒が、キャンパス内外で行う政治的活動に対する制約を懸念する。また、18歳未満の子どもが組織に参加するためには、親の同意を必要とする点を懸念する。
30. 委員会は、締約国に対し、学生、生徒が、キャンパス内外で行う活動に対して規制する法律及び規則並びに組織に参加するためには親の同意を要する点を見直し、権利条約13、14及び15条が完全に実施されるよう確保することを勧告する。

氏名及び国籍

31. 委員会は、日本人の父と外国人の母の子は、父が出産前に認知しない限り、日本国籍を取得できないため、場合によっては、無国籍児となることもあることを懸念する。さらに、委員会は、不法移民は、子どもの出生登録ができず、この場合も無国籍児となることを懸念する。
32. 委員会は、締約国に対し、国籍法及び他の

全ての関連する法律及び規則を改正し、権利条約7条に適合し、日本で生まれた全ての子どもが無国籍とならないように確保することを勧告する。

プライバシーの権利

33. 委員会は、特に子どもの所持品検査など、子どものプライバシー権が完全には尊重されていないこと、施設の職員が、子どもの個人的通信に介入できることを懸念する。
34. 委員会は、締約国に対し、次のとおり勧告する。
- 個人的通信及び私物の検査に関するものを含む子どものプライバシー権を全面实施することを確保すること。
 - 児童福祉施設最低基準を改正し、権利条約16条に適合するものとする。

体罰

35. 学校での体罰は法律で禁止されているものの、体罰が、学校、施設及び家庭で広汎に行われていることを懸念をもって留意する。
36. 委員会は、締約国に対し、次のとおり勧告する。
- 施設及び家庭における体罰を禁止すること。
 - 体罰に対する態度を変えるため、子どもの不適切な取扱いの否定的な効果についての大衆教育キャンペーンを実施し、学校、施設、家庭における体罰に対する代替としての肯定的かつ非暴力的な形態の躰を促進すること。
 - 不適切な取扱いに対する不服申立てが効果的かつ子どもに配慮した方法で取り扱われることを確保するため、施設及び学校における不服申立て制度を強化すること。

5. 家庭環境及び代替的養護

児童虐待及びネグレクト

37. 委員会は、重要な成果をもたらした、児童虐待の通報及び調査の改善のために採られた措置を歓迎する。しかし、委員会は、次の点を懸念する。
- 児童虐待を防止するための包括的かつ学際的戦略が存在しないこと。
 - 刑事訴追されたケースの数が、いまだ極めて少ないこと。
 - 被害者に対する回復及びカウンセリングサービスが不十分であり、増加している要求に応えられていないこと。
38. 委員会は、締約国に対し、以下のとおり勧告する。
- 特に、市民社会、ソーシャル・ワーカー、親及び子どもと共同して、児童虐待防止のための学際的國家戦略を策定すること。
 - 家庭での児童虐待の犠牲者に対する保護措置を改善するための法律の見直しを行うこと。
 - 児童相談所において被害者に対して、心理的カウンセリング及びその他の回復のためのサービスを学際的方法で提供する訓練された専門家の数を増加させること。

- (d) 法執行官、ソーシャル・ワーカー、児童相談所の職員、検察官に対して、いかに訴えを、子どもに配慮した方法で、受理し、監視し、調査及び刑事訴追するかについての研修を増加させること。

養子縁組

39. 委員会は、国内及び国際的養子縁組について、限られた監視及び統制しか存在しないこと、利用可能なデータが非常に限られたものしか存在しないことを懸念する。
40. 委員会は、締約国に対し、次のとおり勧告する。
- (a) 国内及び国際的養子縁組の監視システムを強化すること。
- (b) 1993年の国際養子縁組に関する子どもの保護及び協力に関するハーグ条約を批准し、実施すること。

子どもの奪取

41. 委員会は、子どもを奪取から保護するための保護措置が不十分であることを懸念する。
42. 委員会は、締約国が、1980年の国際的な児童の奪取の民事的側面に関するハーグ条約を批准し、実施することを勧告する。

6. 基礎的保健及び福祉

障害のある子ども

43. 委員会は、精神障害を含む、障害のある子どもが、権利条約が保障する人権を享受するについて不利益を受けており、教育制度及び他のレクリエーション及び文化的活動に対して全面的に統合されていないことを懸念する。
44. 委員会の1997年障害のある子どもに関する一般的討議(CRC/C/66、付属文書V)及び障害者の機会均等化のための国連基準規則(1993年12月20日の総会決議48/96)を考慮に要れ、委員会は、締約国に対し、以下のとおり勧告する。
- (a) 障害のある子ども及び関連する非政府組織と共同し、障害のある子どもに影響する全ての政策を見直し、障害のある子どものニーズに合致し、権利条約及び障害者の機会均等化のための国連基準規則に適合するよう確保すること。
- (b) 障害のある子どもを教育及びレクリエーション活動、文化的活動に、より一層統合するよう促進すること。
- (c) 障害のある子どもに対する特別な教育及びサービスに配分する人的及び財政的資源を増加させること。

思春期の健康

45. 委員会は、思春期の子どもの中で、ストレス及びうつを含む精神障害・情緒障害が広がっていること並びに思春期の精神的健康に関する包括的戦略が欠けていることを懸念する。委員会は、また、性感染症が若者の間で増加していることを懸念し、締約国の思春期の子どもへの薬物乱用について、締約国と懸念を共有するものである。委員会は、また、18

歳未満の子どもが治療及びカウンセリングを受けるために親の同意を必要とすることを懸念する。

46. 委員会は、締約国に対し、以下のとおり勧告する。
- (a) 精神的健康、性及び生殖に関する健康、薬物乱用、その他関連する問題に対応し、適切な場合には予防措置を含む、包括的な思春期の子どもへの健康政策を策定することを目的として、思春期の子どもへの健康についての研究を実施すること。
- (b) 18歳未満の子どもが親の同意なく医療的カウンセリング及び医療的情報を利用できるように法律を改正すること。
- (c) 思春期の子どもへの精神障害・情緒障害を防止するためのプログラムを策定及び実施し、教師、ソーシャル・ワーカー、子どもと共に働くその他の者に対して、思春期の子どもへの精神的健康の問題について子どもに配慮した方法で、いかに対応するかについての研修を実施すること。

青年の自殺

47. 委員会は、以下の点について、強く懸念する。
- (a) 青年の自殺が高率かつ増加していること。
- (b) 自殺及び自殺未遂並びにその原因についての質的・量的データが存在しないこと。
- (c) 青年の自殺を取り扱う主要な機関の一つとして警察が指定されていること。
48. 委員会は、締約国に対し、青年の自殺及びその原因について周到な研究を行い、その情報を利用して、児童相談所、ソーシャル・ワーカー、教師、ヘルス・ワーカー、その他の関連する専門職と協力して、青年の自殺に関する国家的行動計画を策定し実施するよう勧告する。

7. 教育、余暇及び文化的活動

49. 委員会は、教育制度を改革し、権利条約に適合させようとする締約国の努力に留意するものの、以下の点を懸念する。
- (a) 教育制度が過度に競争的であるため、子どもの肉体的精神的健康に悪影響を与え、子どもの能力を全面的に発達させることを阻害していること。
- (b) 高等教育機関への入学が過度に競争的であるため、学校公教育以外に私的な補習が不可欠となり、これは、貧しい家庭の子どもにとっては経済的に困難であること。
- (c) 学校における子どもの問題及び紛争に関する親と教師の連絡及び協力が、非常に限定的なものであること。
- (d) 日本国内の外国人学校の卒業生に対する大学受験資格が拡大されたものの一部は、高等教育へのアクセスが引き続き否定されていること。
- (e) 特に中退した生徒に対して柔軟な教育の機会を提供している東京都の夜間学校が閉鎖されようとしていること。
- (f) マイノリティの子どもが、自己の言語での教育を受ける機会が、極めて限定されていること。
- (g) 審査手続きの存在にも関わらず、一部の歴史教科書が、不完全あるいは一方的な内

容であること。

50. 委員会は、締約国に対して、以下のとおり勧告する。
- (a) 生徒、親及び関連する非政府組織の意見を考慮に入れながら、全ての高等学校卒業生に対して高等教育への平等なアクセスが確保できるようにするために、レベルの高い教育を維持しつつ学校制度の競争を緩和するようカリキュラムを見直すこと。
 - (b) 生徒及び親と協働して、学校における問題及び紛争、特にいじめを含む学校での暴力に対応するための措置を策定すること。
 - (c) 東京都に対して、夜間学校の閉鎖を再考し、教育の代替的形態を拡大するよう奨励すること。
 - (d) マイノリティ・グループの子どもに対して、自己の文化を享受し、自己の宗教を表明かつ実践し、自己の言語を使用する機会を拡大すること。
 - (e) 教科書にバランスの取れた記述がなされることを確保するため、審査手続きを強化すること。

8. 特別保護措置

性的搾取及び人身売買

51. パラグラフ3で述べたとおり、委員会は、児童買春児童ポルノに関連する処罰と児童の保護に関する法律（1999年）の採択を歓迎する。しかしながら、以下の点について懸念する。
- (a) 刑法において、強姦を男性が女性に対する行為とする狭い定義が維持されていること。
 - (b) 性的搾取の全ての被害者が、適切な回復及び援助サービスを利用できないこと。
 - (c) 子どもの被害者が、犯罪者として取り扱われているとの報告が存在すること。
 - (d) 「援助交際」すなわち、対価を伴う異性との交際が行なわれているとの報告が存在すること。
 - (e) 性的同意最低年齢の低いことが、「援助交際」を助長している可能性があり、子どもの性的虐待の刑事訴追を阻害していること。
52. 委員会は、締約国に対し、次のとおり勧告する。
- (a) 性的搾取及び虐待に関する法律を改正し、男児と女児が平等に保護されるよう確保すること。
 - (b) 児童相談所において被害者に対する心理的カウンセリングその他の回復のためのサービスを提供する訓練された専門家の数を増加させること。
 - (c) 法執行官、ソーシャル・ワーカー及び検察官に対し、子どもに配慮した方法で訴えを受理し、監視し、調査及び刑事訴追する方法についての訓練を行うこと。
 - (d) 子どもの性的虐待及び搾取に関連する法律についての教材及び健康的ライフスタイルに関する学校でのプログラムを含む教育プログラムなど、性的サービスの勧誘及び提供をターゲットにした防止措置を策定すること。
 - (e) 性的同意最低年齢を引き上げること。

少年司法

53. 委員会は、締約国が、委員会の第1回政府報告書審査以降、少年法の改正を行なったことを留意するが、多くの改正、特に、刑事訴追の最低年齢が16歳から14歳に引き下げられたこと、及び審判決定前の身体拘束が4週間から8週間に延長されたことが、権利条約及び少年司法に関する国際準則の原則及び条項の精神に基づくものではないことを懸念する。また、成人として刑事裁判を受け、拘禁刑を言い渡される少年の数が増加しており、少年が無期懲役刑を言い渡される可能性があることを懸念する。最後に、委員会は、問題のある場所に頻繁に出入りする等の問題行動をとる子どもが少年犯罪者として取り扱われる傾向があるとの報告を懸念する。
54. 委員会は、締約国に対し、次のとおり勧告する。
- (a) 委員会の1995年少年司法運営に関する一般的討議に照らし、少年司法に関する基準、特に権利条約37条、39条及び40条並びに少年司法運営に関する国連最低基準規則（ベキン・ルールズ）及び少年非行予防のための国連ガイドライン（リヤド・ガイドライン）の全面的実施を確保すること。
 - (b) 法律を改正し、少年に対する無期懲役を廃止すること。
 - (c) 自由の剥奪が最後の手段としてのみ用いられることを確保するため、審判前の身体拘束を含めて身体拘束に代わる措置の利用を強化し、増加させること。
 - (d) 16歳以上の子どもに対する事件を家庭裁判所が成人の刑事裁判所へ移送できる可能性が存在する点について、その実務の廃止の観点から見直すこと。
 - (e) 法を犯した子どもに対して、全ての法的手続きを通じて法的援助を提供すること。
 - (f) 問題行動を伴う子どもを犯罪者として、取り扱わないよう確保すること。
 - (g) リハビリテーション及び再統合のプログラムを強化すること。

9. 子どもの権利条約の選択議定書

55. 委員会は、締約国が、子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する、及び、武力紛争への子どもの関与に関する、子どもの権利条約の選択議定書を批准していないことを懸念する。
56. 委員会は、締約国に対し、子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する、及び、武力紛争への子どもの関与に関する、子どもの権利条約の選択議定書を批准するよう勧告する。

10. 文書の普及

57. 最後に、条約44条第6項に照らし、委員会は、締約国により提出された第2回定期報告書及び文書回答を一般大衆に広く利用可能なものとし、関連の議事録及び委員会が採択した最終見解とともに、報告書の出版を検討するよう勧告する。政府、議会及び関心のある非政府組織を含む一般大衆の間で、権利条約及びその実施と監視についての議論と意識を

生起させるため、これらの文書は、広く配布されなければならない。

11. 次回報告書

58. 委員会は、締約国の第3回定期報告書(120ページを超えてはいけない(CRC/C/118参照)が、2006年5月21日の期限までに提出されることを期待する。